

添付法令資料 3 :

閉鎖空間における労働安全衛生に関する2023年11月21日付  
インドネシア共和国労働大臣規則No.11 (目次)  
同月 28 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条)
- 第 2 章 分類の決定 (第 5 条)
- 第 3 章 閉鎖空間の立入りアクセス制限 (第 6 条)
- 第 4 章 閉鎖空間の立入許可 (第 7 条ないし第 10 条)
- 第 5 章 安全な作業手順
  - 第 1 節 通則 (第 11 条)
  - 第 2 節 危険空気ガス検査 (第 12 条)
  - 第 3 節 危険物の洗浄及び／又はすすぎ (第 13 条)
  - 第 4 節 エネルギー源のロックアウト及び／又は絶縁 (第 14 条)
  - 第 5 節 空気循環の提供 (第 15 条)
  - 第 6 節 通信システムの提供 (第 16 条)
  - 第 7 節 緊急対応計画の提供 (第 17 条)
- 第 6 章 設備及び装備 (第 18 条)
- 第 7 章 労働安全衛生職員
  - 第 1 節 通則 (第 19 条)
  - 第 2 節 労働安全衛生職員の適格性 (第 20 条及び第 21 条)
  - 第 3 節 労働安全衛生ライセンス (第 22 条)
  - 第 4 節 労働安全衛生ライセンスの延長 (第 23 条及び第 24 条)
  - 第 5 節 労働安全衛生ライセンスの取消し (第 25 条)
  - 第 6 節 閉鎖空間の労働安全衛生技術者の職務及び権限 (第 26 条)
  - 第 7 節 閉鎖空間のガス探知技術者の職務及び権限 (第 27 条)
  - 第 8 節 閉鎖空間の救助労働安全衛生責任者の職務及び権限 (第 28 条)
- 第 8 章 監督 (第 29 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 30 条)
- 第 10 章 終則 (第 31 条)